

2013. 9. 20

＝ どこでも食品衛生掲示板 ＝

「きのこ採り」のシーズンです 有毒きのこによる食中毒に注意しましょう

例年、秋になると有毒きのこによる食中毒が発生し、そのほとんどが家庭で起こっています。

県では、9月20日から10月19日までの間を「きのこ中毒予防月間」と定め、「きのこ衛生指導員」による鑑別相談などを実施しています。

次のポイントに注意して有毒きのこによる食中毒を防ぎましょう。

【有毒きのこによる食中毒防止のポイント】

- 知らないきのこは「採らない」、「絶対に食べない」、「人にあげない」
- 食べられるきのこの「特徴を完全に覚える」
- 誤った言い伝えや迷信を信じない
 - × 「柄が縦に裂けるきのこは食べられる」
 - × 「ナスと一緒に煮ると毒消しになる」

◆もし、きのこ中毒だと思ったら、すぐに医師の診察を受けましょう。

受診の際、原因と思われるきのこが残っている場合は持参してください。

◆長野県ではきのこに詳しい方を「きのこ衛生指導員」として委嘱しています。

詳しくは、最寄りの保健福祉事務所食品・生活衛生課までお問い合わせください。

※野生きのこの採取等について自粛を要請している地域があります。自粛の対象となっている地域については、以下のホームページで確認できます。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/shokusei/kenko/shokuhin/shokuchudoku/dokukinoko.html>

●内容に関するご意見・お問い合わせ先

- ・長野県庁健康福祉部食品・生活衛生課
(電話 026-235-7155, FAX 026-232-7288, 電子メール shokusei@pref.nagano.lg.jp)
- ・最寄りの保健福祉事務所(保健所)食品衛生相談窓口

2013. 9. 20

○ 保健福祉事務所 食品衛生相談窓口

【平日：午前8時30分～午後5時15分まで】

相談窓口	電話番号
健康福祉部 食品・生活衛生課	026-235-7155
佐久保健福祉事務所 食品・生活衛生課	0267-63-3297
上田保健福祉事務所 食品・生活衛生課	0268-25-7152
諏訪保健福祉事務所 食品・生活衛生課	0266-57-2929
伊那保健福祉事務所 食品・生活衛生課	0265-76-6839
飯田保健福祉事務所 食品・生活衛生課	0265-53-0446
木曾保健福祉事務所 食品・生活衛生課	0264-25-2235
松本保健福祉事務所 食品・生活衛生課	0263-40-1942
大町保健福祉事務所 食品・生活衛生課	0261-23-6528
長野保健福祉事務所 食品・生活衛生課	026-225-9065
北信保健福祉事務所 食品・生活衛生課	0269-62-3106
長野市保健所 食品生活衛生課	026-226-9970